

毎年一回定期總會を開催し前年度中の事業、會計の報告を爲し次年度の豫算を議し又役員の改選等を行ふ。右の外必要あるときは臨時總會を開き重要會務を決議す。

役員は理事七名及び評議員六十名(甲板部及機関部双方より各二十名宛)とし總會に於て正會員中より選舉す。其任期は理事三年評議員二年とす。

理事は理事會を開き其の過半数の決議に依りて會務を執行す、但し一名の専務理事を互選し之に常務の處理を委任す。

評議員は評議員會を開きて重要會務を評議し又事務會計の執行を監査す、尙特に四名の會計監査委員を互選し會計監査の事務を委任することを得。

又必要あるときは會員中より委員を舉げて各種の研究、調査を委嘱す。

右の外特に功勞ある會員は相談役に推薦することを得、相談役は本會役員會に出席し意見を述ぶることを得れども其議決に加はらさず。

(詳細は卷末定款及規則を参照せられ度し)

第三 目的と事業

一 目的

本會の主たる目的は左の如し。

一、本邦高級船員の全部を會員として網羅し、其一致協力を以て帝國海事並に海運業の隆昌發展を期すること。

二、海員の人格の修養、技術の鍊達に努め、其の地位境遇を改善し、生活の安定を得しめ、以て帝國海員の福利増進と能率の高上に努むること。

三、海事に關する法制、學藝並に時事問題に就き調査攻究を爲し其の改善發達を圖ること。

四、會員相互に聯絡を取り親睦を圖り、其共通の利權を擁護し、進で共濟互援の實を擧ぐることを。

五、船主、船員間の意思の疏通と協調とに努むること。